

## 吸収分割に係る事後備置書類

(会社法第791条第1項及び会社法施行規則第189条に基づく書類)

2023年4月21日

アイ・ティー・エックス株式会社

2023年4月21日

吸収分割に係る事後開示書類

横浜市西区南幸一丁目1番1号  
アイ・ティー・エックス株式会社  
代表取締役会社長 野尻 幸宏

株式会社ノジマ（以下「甲」といいます。）とアイ・ティー・エックス株式会社（以下「乙」といいます。）は、2023年2月21日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2023年4月1日として、甲の事業の一部を乙が承継する吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号に基づく開示事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、分割会社において会社法第784条第2項に定める簡易分割となります。

1. 本吸収分割が効力を生じた日  
2023年4月1日
2. 分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続並びに同法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
  - (1) 会社法第784条の2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過について  
本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
  - (2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過について  
本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
  - (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

について

該当事項はありません。

(4) 会社法第789条（債権者の異議）の規定による手続の経過について

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき2023年2月28日付で官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である2023年4月1日をもって、分割会社から2023年2月21日付で締結した吸収分割契約書及び2023年3月28日の吸収分割契約に係る覚書に記載の事業に関する資産、負債その他の権利義務を引き継ぎました。分割会社から引き継いだ資産及び負債の額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産額（概算） 716百万円

承継負債額（概算） 1,528百万円

4. 会社法第923条の変更の登記を行った日

2023年4月21日

5. その他重要な事項

該当事項はありません。

以上